

文京区特別区税条例の一部を改正する条例案の主な内容

1 改正理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正等に伴い、文京区特別区税条例（昭和 39 年 12 月文京区条例第 44 号）の規定を整備する。

2 改正内容

(1) 森林環境税の導入に係る規定の整備

森林環境税の導入に伴い、区民税の賦課・徴収等に係る規定を整備する。

（第 20 条の 2、第 27 条、第 29 条、第 32 条、第 35 条、第 35 条の 2 及び第 35 条の 6）

(2) 区民税及び軽自動車税（種別割）の減免手続期間の延長

事項	改正内容
1 第 36 条 (改正) (区民税の減免)	区民税及び軽自動車税（種別割）の減免手続期間について、納期限前 7 日までから納期限までに 変更する。
2 第 46 条 (改正) (種別割の減免)	

(3) 特定小型原動機付自転車の導入に係る規定の整備

事項	改正内容
1 第 39 条 (改正) (種別割の税率)	新たに原動機付自転車の区分として創設された特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税（種別割）の税率について、年額 2,000 円とする。

※ 令和 5 年度中に登録した車両は、令和 6 年度以降の軽自動車税（種別割）について課税する。

(4) 区民税に係る課税の特例の延長

事項	改正内容
1 付則第 4 条 (改正) (肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例)	区民税の課税の特例について、以下のとおり適用期限を 3 年延長する。 (1) 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例 令和 9 年度まで
2 付則第 11 条 (改正) (優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例)	(2) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例 令和 8 年度まで

(5) 軽自動車税の種別割の税率の特例の延長

事項	改正内容
1 付則第6条 (改正) (軽自動車税の種別割の税率の特例)	軽自動車税の種別割のグリーン化特例について、期限を3年間延長する。 なお、営業用乗用車に係る軽課については、25%軽減の対象車については2年間、50%軽減の対象車については3年間の延長とし、適用対象車を段階的に重点化する。

(6) 軽自動車税に係る賦課徴収の特例に係る加算割合の変更

事項	改正内容
1 付則第5条の3 (改正) (軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)	自動車メーカーの不正による軽自動車税の不足額を徴収する際に加算割合について、100分の10から100分の35に引き上げる。
2 付則第6条の2 (改正) (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)	

(7) その他規定の整備

3 施行期日

(1) 森林環境税の導入に係る規定の整備

令和6年1月1日 事項1 (第20条の2、第27条、第29条、第32条、第35条、第35条の2及び第35条の6)

(2) 区民税及び軽自動車税(種別割)の減免手続期間の延長

令和6年1月1日 事項2 (第36条及び第46条)

(3) 特定小型原動機付自転車の導入に係る規定の整備

令和5年7月1日 事項3 (第39条)

(4) 区民税に係る課税の特例の延長

公布の日 事項4 (付則第4条及び付則第11条)

(5) 軽自動車税の種別割の税率の特例の延長

公布の日 事項5 (付則第6条)

(6) 軽自動車税に係る賦課徴収の特例に係る加算割合の変更

令和6年1月1日 事項6 (付則第5条の3及び付則第6条の2)

(7) その他規定の整備

公布の日、令和6年1月1日及び令和7年1月1日